

白山国立公園の公園計画の変更及び生態系維持回復計画の策定の概要

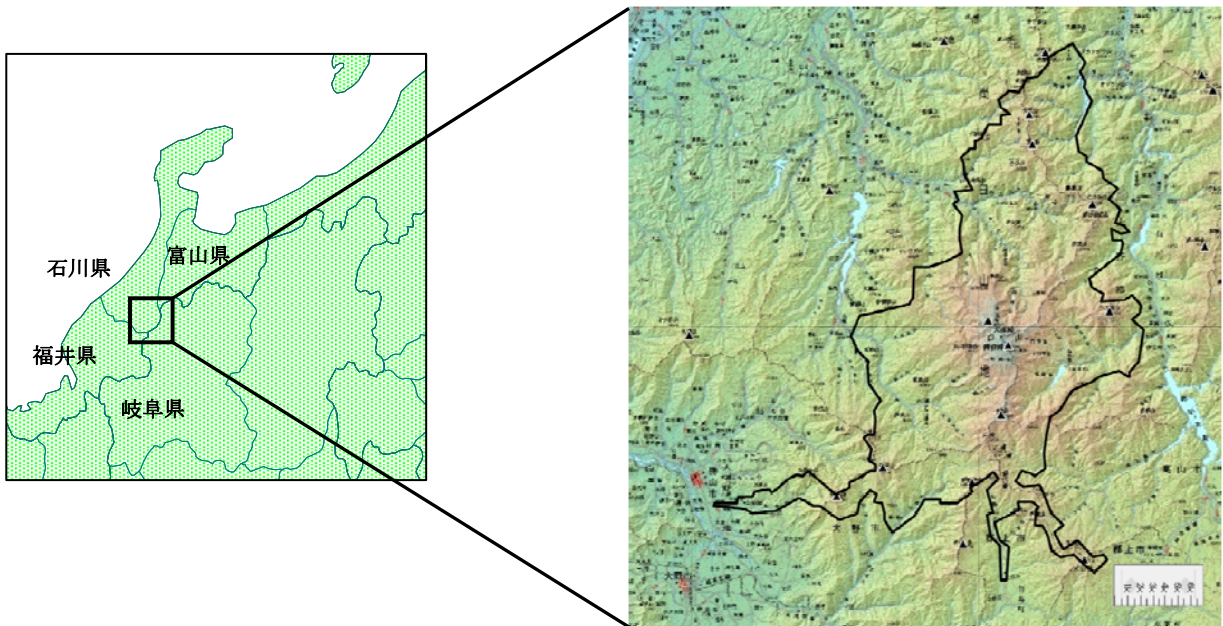
1 経緯

白山国立公園は、昭和 37 年 11 月 12 日に指定された。本公園は、地域を代表する植物が多く、高標高部一帯には豊富な高山植物が見られる。白山における植物研究の歴史は古く、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンシャクナゲなどのように白山にちなんだ名前の植物、希少種も多く、本公園の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性保全上も重要である。

近年、登山者の増加等に伴い、外国産の植物等の人為的に持ち込まれた植物（以下、「外来植物」という。）の分布が拡大している。その結果、本来白山国立公園に生育する植物（以下、「在来植物」という。）と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されている。

今回は、生態系の維持や回復に支障を及ぼすおそれのある外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等の対策を行うことにより、本公園の原生的な生態系の維持又は回復を図るため、生態系維持回復事業の追加を内容とする公園計画の一部変更を行うものである。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



2 公園計画の変更

(1) 生態系維持回復事業の追加

近年の登山者の増加等に伴い、外来植物の分布が拡大し、その結果、在来植物と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の被圧による生態系への影響が懸念されているため、外来植物の侵入分布状況の把握のためのモニタリング調査を実施するとともに、生態系の維持や回復に支障を及ぼすおそれのある外来植物の除去、外来植物種子除去マットの設置等の対策を講じる。

また、これらの対策の効果を検証するための事後のモニタリング等により、より効果的な事業実施に関する調査研究及び実証を行う。

3 生態系維持回復事業計画の策定

①生態系維持回復事業計画の名称

白山国立公園 白山生態系維持回復事業計画

②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、国土交通省、環境省

③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 22 年から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 ヶ年

④生態系維持回復事業の目標

省略

⑤生態系維持回復事業を行う区域

白山国立公園全域

⑥生態系維持回復事業の内容

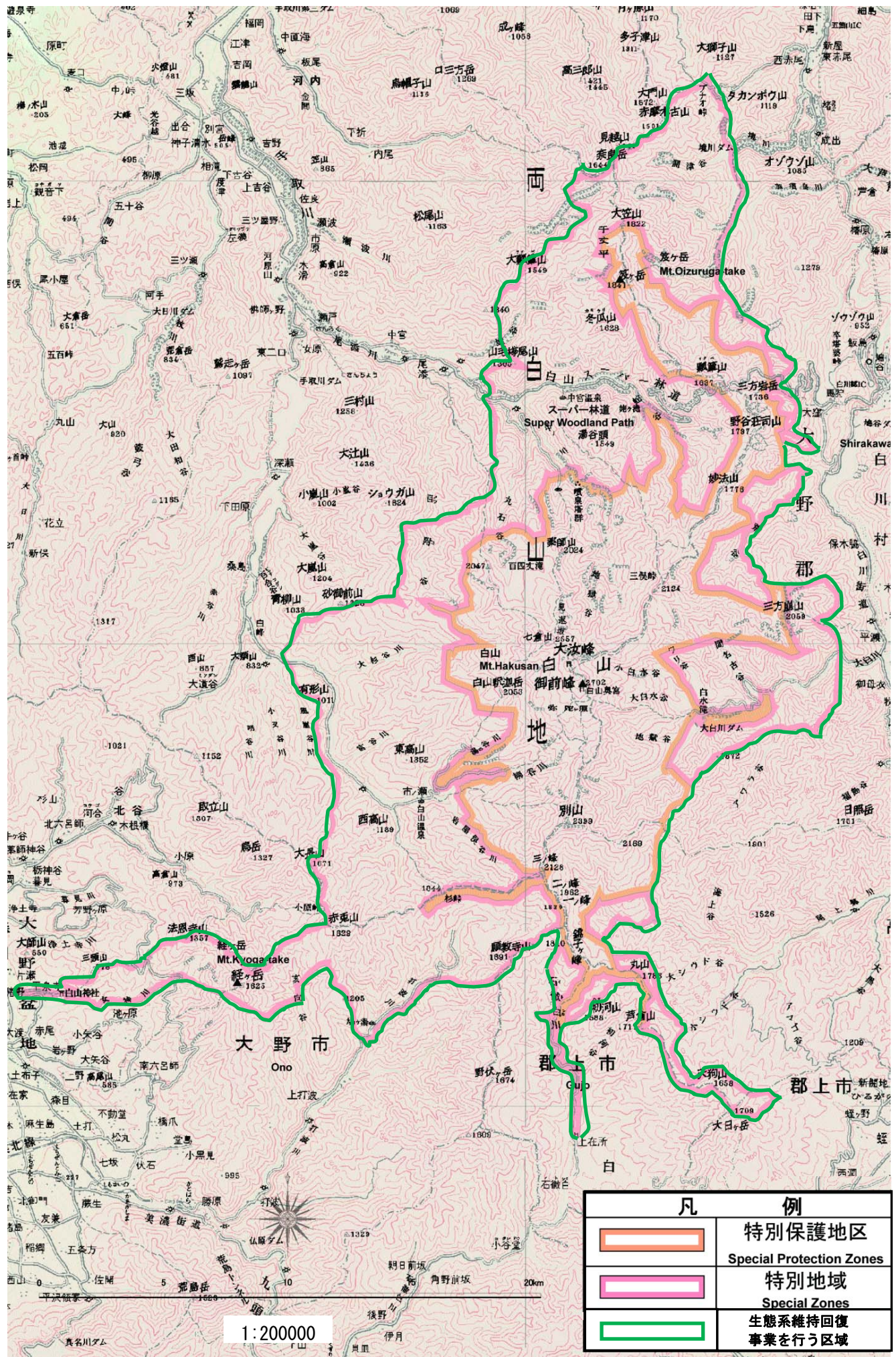
省略

⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照

図1 生態系維持回復事業の区域図



凡 例	
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	生態系維持回復 事業を行う区域